新潟県の給与・定員管理等について

１　総括

(1)人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人件費率 B／A	(参考) 18年度の人件費率
19年度	人 2,413,103	千円 1,308,286,138	千円 2,552,919	千円 314,808,143	% 24.1	% 26.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
19年度	人 32,264	千円 149,140,985	千円 27,851,374	千円 58,440,661	千円 235,433,020	千円 7,297

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 7,563

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
　　２　職員数は、19年４月１日現在の人数である。

(3)特記事項

災害の復旧・復興に対する協力として、給与を減額する措置を実施しました。

区分	措置期間･削減率
管理職員	H20.3.1～H20.5.31 指定管理職　給料 5%
	H20.4.1～H20.5.31 指定管理職以外　給料 5%
一般級の職員	H20.4.1～H20.5.31 給料　3%
教育長	H20.3.1～H20.5.31 給料　5%
看護大学長	H20.3.1～H20.5.31 給料　5%

※　知事等の報酬等についても削減を実施しました。（「５　特別職の報酬等の状況」を参照）

(4)ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

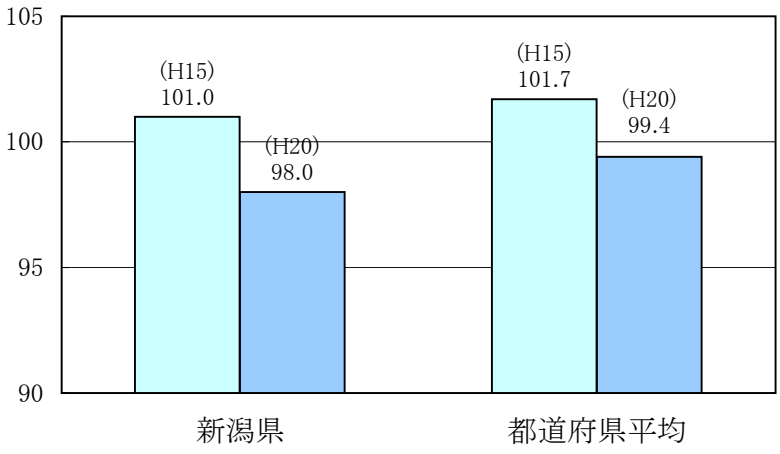

（注）　ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を１００とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(5)給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
20年度	円 379,284	円 379,065	219 (0.06%)	% 0.00	% 0.00	% 0.00

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
20年度	月 4.43	月 4.45	月 -0.02	月 0.00	月 4.45	月 4.50

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（20年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
新潟県	43.0 歳	340,564 円	412,539 円	370,573 円
国	41.1 歳	325,113 円	—	387,506 円
都道府県平均	43.7 歳	348,999 円	431,898 円	391,069 円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A／B
新潟県	47.5 歳	692 人	337,070 円	379,519 円	366,105 円	－	－	－	－
運転員	46.6 歳	203 人	333,211 円	376,398 円	361,792 円	自家用乗用車自動車運転者	53.0 歳	241,700 円	1.56
用務員	48.6 歳	175 人	342,856 円	373,493 円	371,021 円	用務員 ※4	53.9 歳	225,900 円	1.65
学校給食員	47.4 歳	28 人	335,679 円	351,857 円	350,486 円	調理士	40.9 歳	250,500 円	1.40
国	48.9 歳	4,784 人	284,679 円	－	320,623 円	－	－	－	－
都道府県平均	48.4 歳	520 人	335,603 円	390,255 円	368,137 円	－	－	－	－

区　分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C／D
新潟県	―	―	―
運転員	6,189,628 円	3,320,200 円	1.86
用務員※4	6,215,049 円	3,227,400 円	1.93
学校給食員	5,880,199 円	3,381,600 円	1.74

※1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※4 用務員の民間データについては、都道府県別の数値は公表されていないので全国平均のデータを使用している。

③高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新潟県	43.2　歳	380,543　円	438,055　円
都道府県平均	44.6　歳	396,784　円	465,679　円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新潟県	42.8　歳	376,014　円	426,152　円
都道府県平均	43.9　歳	384,425　円	447,206　円

⑤警 察 職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
新潟県	41.4　歳	340,008　円	462,150　円	372,568　円
国	41.7　歳	327,391　円	―	377,402　円
都道府県平均	40.3　歳	338,245　円	483,553　円	383,901　円

（注）1　「平均給料月額」とは、20年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2)職員の初任給の状況（20年４月１日現在）

区　分		新　潟　県	国
一般行政職	大 学 卒	173,436円　（178,800円）	172,200　円
	高 校 卒	140,165円　（144,500円）	140,100　円
技能労務職	高 校 卒	137,643円　（141,900円）	－
	中 学 卒	125,324円　（129,200円）	－
高等学校教育職	大 学 卒	193,709円　（199,700円）	－
	高 校 卒	150,253円　（154,900円）	－
小・中学校教育職	大 学 卒	193,709円　（199,700円）	－
	高 校 卒	150,253円　（154,900円）	－
警 察 職	大 学 卒	205,446円　（211,800円）	200,000　円
	高 校 卒	166,840円　（172,000円）	158,100　円

※1 「－」は国のデータなし

※2 （ ）内は、給与削減前の額

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（20年４月１日現在）

区　分		経験年数１０年	経験年数１５年	経験年数２０年
一般行政職	大 学 卒	263,611　円	325,715　円	365,890　円
	高 校 卒	211,622　円	259,847　円	310,866　円
技能労務職	高 校 卒	－　円	245,913　円	294,629　円
	中 学 卒	－　円	－　円	－　円
高等学校	大 学 卒	306,888　円	360,048　円	393,448　円
教育職	高 校 卒	－　円	284,840　円	320,796　円
小・中学校	大 学 卒	310,255　円	362,970　円	391,425　円
教育職	高 校 卒	－　円	－　円	－　円
警 察 職	大 学 卒	287,361　円	340,659　円	381,429　円
	高 校 卒	244,745　円	294,037　円	345,695　円

※「－」は該当者3人未満もしくは該当者なし

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数の状況（20年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1　級	(1) 定型的な業務を行う職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人 590	% 8.7
2　級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人 589	% 8.6
3　級	本庁の主任又はこれに相当する職の職務	人 1,171	% 17.2
4　級	(1) 本庁の課長補佐又はこれに相当する職の職務 (2) 本庁の係長又はこれに相当する職の職務 (3) 3級の項に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	人 1,984	% 29.1
5　級	本庁の課長補佐又はこれに相当する職の職務で相当困難な業務又は相当高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	人 682	% 10.0
6　級	(1) 本庁の課長又はこれに相当する職の職務 (2) 5級の項に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	人 1,452	% 21.3
7　級	(1) 本庁の部参事又はこれに相当する職の職務 (2) 6級の項第1号に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	人 272	% 4.0
8　級	(1) 本庁副部長若しくは部次長又はこれらに相当する職の職務 (2) 7級の項第1号に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	人 47	% 0.7
9　級	本庁の部長若しくは局長又はこれらに相当する職の職務	人 28	% 0.4
10　級	本庁の部長若しくは局長又はこれらに相当する職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	人 0	% 0.0

（注）１　新潟県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

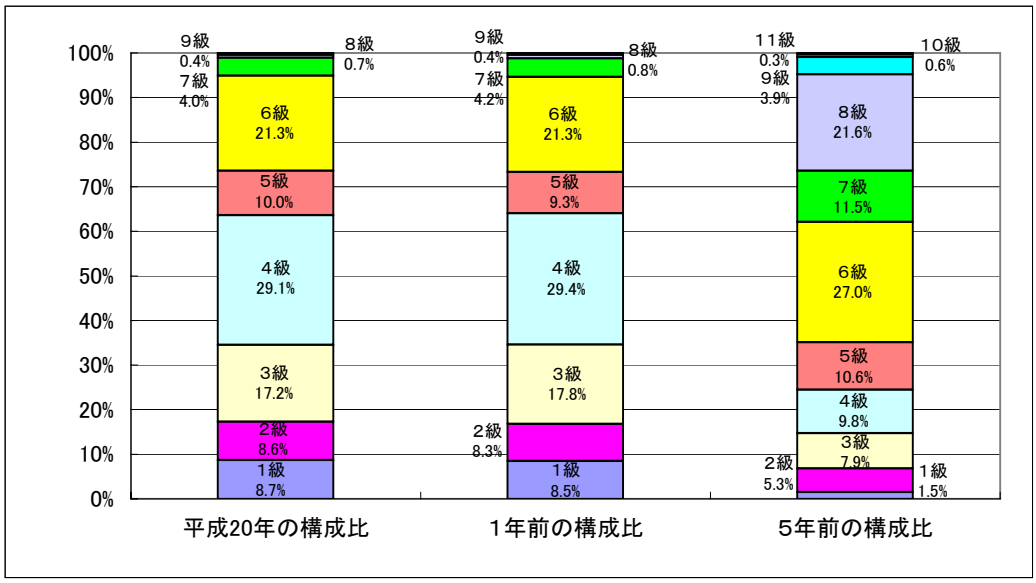

（注）　平成18年に11級制から10級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、勤務成績（内申）に基づき昇給区分を決定している。

４　職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

新　　潟　　県	国
1人当たり平均支給額(19年度決算) 1,755　千円	－
(19年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 3.00　月分　1.45　月分 (1.60)　月分　(0.75)　月分	(19年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 3.00 月分　1.5 月分 (1.60)　月分　(0.75)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(10～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(10～25%)

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

全職員について、勤務成績（内申）に基づき成績率を決定している。

(2)退職手当（20年４月１日現在）

新　　潟　　県			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
(退職時特別昇給	無	)			
1人当たり平均支給額	5,294 千円	27,521 千円			

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当

（20年４月１日現在）

支給実績(19年度決算)		53,572　千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		588,703　円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都の特別区	25　人	16　%	16　%
大阪市	4　人	13　%	13　%
立川市	1　人	12　%	12　%
府中市	1　人	12　%	12　%
小平市	1　人	10　%	10　%
仙台市	1　人	6　%	6　%
医師	23　人	13　%	13　%
上記以外の市町村	31,827　人	0　%	0　%
平均支給率		0.02　%	0.02　%

（注）　「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率		国の制度（支給率）	
東京都の特別区	18	%	18	%
大阪市	15	%	15	%
立川市	12	%	12	%
府中市	12	%	12	%
小平市	12	%	12	%
仙台市	6	%	6	%
医師	15	%	15	%

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4)特殊勤務手当 （20年４月１日現在）

支給実績（19年度決算）	1,166,460 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（19年度決算）	70,798 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）	51.1 %
手当の種類（手当数）	49

手当の名称	主な支給対象職員（支給対象業務）	左記職員に対する支給単価
異常圧力内作業手当	①農林水産部水産課等に勤務する職員が 潜水器具を着用して行う潜水作業に従事した場合 ②地域振興局等に勤務する職員が 圧搾空気内で行う作業に従事した場合 に支給	1時間につき ①潜水深度 20mまでの場合310円 30mまでの場合780円 30mを超える場合1,500円 ②気圧 0.2ﾒｶﾞﾊﾟｽｶﾙまでの場合 210円 0.3ﾒｶﾞﾊﾟｽｶﾙまでの場合 560円 0.3ﾒｶﾞﾊﾟｽｶﾙを超える場合 1,000円
坑内作業手当	地域振興局等に勤務する職員がトンネル坑内の崩壊又は落盤のおそれのある箇所で行う測量、調査、監督等に従事した場合に支給	日額560円
災害応急作業手当	地域振興局等に勤務する職員が ①水防法第10条の5の規定に基づき水防団及び消防機関が出動して行う応急措置の実施についての必要な指示、同法第22条に規定する立退きの指示、地すべり等防止法第25条に規定する立退きの指示その他の現地において行う指導作業に従事した場合 ②異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある ア 河川の堤防等 イ 道路法第46条第1項(第2号を除く。)の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺 ウ 港湾施設 において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下「応急作業等」という。）に従事した場合 ③地すべりが発生し、又は発生のおそれの著しい箇所において行う巡回監視又は応急作業等に従事した場合 ④「①～③」に掲げる作業に相当する作業に従事した場合 に支給	日額600円
高所作業手当	保健所等に勤務する職員が地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で測量、調査、監督等の作業に従事した場合に支給	日額320円

動物処理等作業手当	保健所等に勤務する職員がこう傷犬、野犬等の捕獲の作業、直接行うこう傷犬等の殺処分の作業又は動物の死体処理の作業で著しく不快であるものに従事した場合に支給	日額400円
爆発物検査手当	①地域振興局等に勤務する職員が ア 火薬類取締法第35条に規定する保安検査若しくは同法第43条に規定する立入検査又は火薬類の製造施設等の災害調査 イ 高圧ガス保安法第35条に規定する保安検査若しくは同法第62条に規定する立入検査又は高圧ガスの製造施設等の災害調査 ウ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6に規定する保安検査若しくは同法第83条に規定する立入検査又は液化石油ガスの貯蔵施設等の災害調査 の作業に従事した場合 ②計量検定所に勤務する職員が液化石油ガスメーターの検定作業に従事した場合 に支給	日額250円
有害物取扱手当	工業技術総合研究所等に勤務する職員が有害物(毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物等)を使用して行う試験、研究、検査等のうち ①有害物の使用に伴い発生する人体に有毒なガス、霧等を吸入するおそれがある作業に従事した場合 ②人体に有害な農薬を大量に散布する作業に従事した場合 に支給	日額290円
種雄豚取扱手当	農業総合研究所畜産研究センター等に勤務する職員が種雄豚の精液採取又は精液採取のため種雄豚を御する作業に従事した場合に支給	日額230円
特殊車両運転作業手当	妙法育成牧場等に勤務する職員が ①起伏のある傾斜地において附属装置を装着したトラクターを運転する作業に従事した場合 ②暴風雪警報又は大雪警報の発令下に道路において行う除雪車による除雪作業に従事した場合 に支給	①日額300円 ②日額450円
訓練業務手当	消防学校に勤務する職員がはしご操法訓練等のため直接実技に従事した場合に支給	日額600円
深所作業手当	地域振興局等に勤務する職員が ①橋脚の基礎工事等において、水没のおそれのある水面下4m以上の深所で行う測量、調査、監督等の作業に従事した場合 ②地下集水井の深さ4m以上の深所で行う測量、調査、監督等の作業に従事した場合 に支給	日額220円
防疫等作業手当	保健所等に勤務する職員が ①感染症の予防及び感染症に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びにこれらに相当すると認める感染症の患者若しくはその疑いのある者の診察、患者の移送、防疫又は病原体検査のための検査材料(以下「検体」という。)の採取若しくは取扱いの作業に従事した場合 ②結核患者又はその疑いのある者に接して行う診察、エックス線撮影、家庭訪問指導又は検体の採取若しくは取扱いの作業に従事した場合 に支給	日額290円
内水面水産作業手当	内水面水産試験場魚沼支場に勤務する職員が10月1日から翌年の3月31日までの期間内において、養魚池の冷水内で淡水魚の飼育管理、選別等の作業に従事した場合に支給	日額270円

県税賦課徴収手当	①地域振興局等に勤務する職員が専ら県税の賦課又は徴収に関する業務に従事した場合 ②地域振興局等に勤務する職員(「①」を除く。)が直接納税者と接して行う県税の賦課又は徴収に関する業務に従事した場合 に支給	①月額19,000円(別に定める職員にあっては11,400円) ②日額550円
県税滞納処分手当	地域振興局等に勤務する職員が直接県税の滞納者と接して行う滞納処分等又は犯則事件の調査、検査若しくは取締りの業務に従事した場合に支給	日額550円
環境衛生検査手当	保健所等に勤務する職員が ①大気汚染防止法第26条に規定する立入検査に従事した場合 ②新潟県生活環境の保全等に関する条例第138条第1項に規定する立入検査に従事した場合 ③水質汚濁防止法第15条又は第16条に規定する監視等のために行う海洋における採水作業に従事した場合 に支給	日額300円
社会福祉業務手当	①福祉事務所または地域振興局に勤務する職員が専ら社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第14条に規定する指導監督・現業事務に従事した場合 ②身体障害者更生指導所に勤務する職員が専ら心理学的・職能的判定、生活指導、職業指導の業務に従事した場合 ③身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所に勤務する職員が専ら心理学的・職能的判定業務に従事した場合 ④女性福祉相談所に勤務する職員が専ら生活指導業務に従事した場合 ⑤児童相談所に勤務する職員が専ら心理学的判定または現業の業務に従事した場合 ⑥福祉事務所または地域振興局に勤務する職員(①に該当する職員を除く)が社会福祉事業法第14条に規定する現業事務に従事した場合	①～⑤1月につき　11,000円 ⑥1日につき　　500円
精神保健福祉相談手当	①保健所等に勤務する職員が専ら精神障害者又はその疑いのある者の精神保健若しくは福祉に関する相談又は心理学的判定の業務に従事した場合 ②保健所等に勤務する職員(①を除く。)が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に規定する調査又は同条第3項に規定する精神保健指定医の診察の立会い等の業務に従事した場合 に支給	①月額6,600円 ②日額300円
漁業取締手当	農林水産部水産課及び地域振興局に勤務する職員が漁業法第74条第3項に規定する検査若しくは質問の業務若しくは同条第5項に規定する司法警察員の業務又はこれらを補助する業務に従事した場合に支給	漁業監督吏員及び司法警察員 日額500円 漁業監督吏員又は司法警察員の業務を補助する職員 日額300円
漁業調査手当	①水産海洋研究所及び海洋高等学校に勤務する職員が船舶に乗り組んで漁業又は海洋に関する調査又は観測の作業に従事した場合 ②内水面水産試験場に勤務する職員が河川の水深50㎝以上の箇所へ立ち入って漁業に関する調査の作業に従事した場合 に支給	日額300円(漁ろうの作業に従事した場合にあっては500円)

用地交渉手当	地域振興局等に勤務する職員が用地の取得若しくは物件の補償又はこれらに直接関連する工事に関し、直接当該用地又は物件の所有者等と交渉する業務で面接を伴うものに従事した場合に支給	日額650円(一部が深夜に行われた場合にあっては日額650円の1/2相当額を加算した額)
食肉衛生検査等手当	農業総合研究所畜産研究センター及び種豚改良センターに勤務する職員が ①と畜場法第14条の規定による獣畜のと殺、解体等の検査又は牛若しくは豚のと殺若しくは解体の作業に従事した場合 ②妙法育成牧場等に勤務する職員が死亡獣畜の解体等の処理作業に従事した場合 ③妙法育成牧場等に勤務する職員が牛の削蹄作業に従事した場合 に支給	①及び②日額600円 ③日額300円
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師免許を有する職員が専ら家畜保健衛生業務に従事した場合に支給	月額16,000円
特殊診療手当	はまぐみ小児療育センターに勤務する医師等が往診、手術等の特殊診療業務に従事した場合に支給	実績に応じ算定した額
農業教育実習手当	農業大学校に勤務する技術職員又は補助職員が農業に関する科目の授業及び実習を担当し、又は実習の補助業務に従事した場合(ただし、実習を伴う農業に関する科目の授業及び実習を担当する時間数が、その者の授業及び実習を担当する時間数の2分の1に満たない技術職員等を除く。)に支給	技術職員 給料月額の100分の10 補助職員 給料月額の100分の5
職業訓練手当	職業能力開発校に勤務する職員が職業訓練業務に従事した場合(学科及び実技の指導が勤務日数の2分の1に満たない職員等を除く。)に支給	給料月額の100分の10
夜間看護手当	コロニーにいがた白岩の里等に勤務する職員が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護又は生活介助の業務に従事した場合に支給	勤務時間の全部が深夜 1回6,800円 深夜の勤務が4h以上 1回3,300円 深夜の勤務が2h以上4h未満 1回2,900円 深夜の勤務が2h未満 1回2,000円
教員特殊業務手当	小学校、中学校又は高等学校等に勤務する教諭等が ①学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護等 イ 児童又は生徒に負傷、疾病等に伴う救急の業務 ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務 に従事した場合 ②修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事した場合 ③対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うものに従事した場合 ④学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うものに従事した場合 ⑤入学検査における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等に行うものに従事した場合 に支給	① ア日額3,200円(被害が特に甚大な場合6,400円) イ及びウ日額3,000円 ②及び③日額1,700円 ④日額1,200円 ⑤週休日等に行う場合にあっては日額900円

多学年学級担当手当	小学校、中学校又は中等教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教諭等が授業又は指導に従事した場合(ただし、2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない教諭等を除く)に支給	3の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導　日額350円 2の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導　日額290円
教育業務連絡指導手当	教諭又は養護教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で教務主任等を担当する者が当該担当に係る業務に従事した場合に支給	日額200円
夜間実習教育手当	高等学校に勤務する教諭等が泊を伴う ①夜間又は早朝に学校の施設において行う農業に関する教科の実習の業務に従事した場合 ②漁業実習船に乗り組んで行う航海実習又は漁業実習の業務に従事した場合 に支給	①日額900円 ②日額2,000円
兼務授業担当手当	小学校、中学校、高等学校又は養護学校等に勤務する教諭等が ①勤務する学校で本務とする課程(全日制の課程、又は定時制の課程等)以外の課程における授業、面接指導又は添削指導の業務に従事した場合 ②本務とする学校以外の学校における授業、面接指導又は添削指導の業務に従事した場合 に支給	従事した授業1単位時間につき1,300円 報告書の添削1通につき100円
航空業務手当	警察職員等が、 ①航空機の操縦業務に従事した場合 ②航空機の整備業務に従事した場合 ③捜索救難、調査等の業務(①及び②の業務を本務とする職員を除く。) に従事した場合 に支給	搭乗した時間1時間につき ①5,100円 ②2,200円 ③1,900円 (低空飛行等により加算措置あり)
爆発物処理等作業手当	警察職員が ①爆発物容疑物件(以下「容疑物件」という。)の種類等の識別又は認定の作業に従事した場合 ②危険防止のため、容疑物件の周囲に砂袋、タイヤ等を積み上げる等の遮へい作業に従事した場合 ③容疑物件の冷却又はエックス線撮影の作業に従事した場合 ④容疑物件の処理筒への収納又は搬送の作業に従事した場合 ⑤容疑物件の解体又は爆破の作業に従事した場合 ⑥特殊危険物質(サリン及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。)又はその疑いのある物質の処理作業に従事した場合 ⑦特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業(⑥を除く。)に従事した場合 ⑧特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該物質が発生するおそれがある作業に従事した場合 に支給	①～⑤1件4,600円 ⑥日額4,600円 ⑦日額250円 ⑧日額460円
遭難救助等作業手当	警察職員等が ①遭難時又は災害時において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者又は被災者の捜索又は救助の作業に従事した場合 ②異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺おいて行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識の作業又はこれらに相当する作業に従事した場合 に支給	①日額600円 ②日額840円(著しく危険である区域で行われた場合にあっては1,680円)
運転免許路上試験等手当	警察職員が道路における自動車運転免許試験業務又は道路における自動車運転技能診断業務に従事した場合に支給	日額300円
核原料物質等輸送警備手当	警察官が核原料物質等を積載した車列を警察車両で追従し又は先導して警備する業務に従事した場合に支給	日額640円

身辺警護等業務手当	警察官が天皇若しくは皇族の身辺の警衛又は警護対象者の身辺の警護に従事した場合に支給	日額640円(天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の身辺の警衛にあっては、1,150円)
銃器犯罪捜査従事手当	警察官が防弾装備を着装し、武器を携帯して行う ①犯罪現場において銃器又は銃器容疑物を使用している犯人の逮捕等の業務に従事した場合 ②銃器を所持する犯人の逮捕の業務に従事した場合 ③「①」に掲げる業務に付随する固定配置の業務に従事した場合 ④「②」に掲げる業務に付随する固定配置の業務(銃器を使用した犯人の逮捕の業務に限る。)に従事した場合 ⑤銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等の直近に配置されている警戒の業務に従事した場合 に支給	①日額1,640円 ②及び③日額1,100円 ④及び⑤日額820円
犯罪捜査手当	警察官(警部以下の階級にある者に限る)が犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕若しくは取調べ(以下「犯罪捜査等」という。)の業務に従事した場合	日額500円
交通捜査手当	①警察官(警部以下の階級にある者に限る)が高速自動車国道において次の業務に従事した場合 ア　交通事故捜査の業務 イ　暴走族に係る捜査及び取締りの業務 ウ　飲酒運転及び無免許運転等の悪質で危険な交通違反の捜査の業務 ②警察官が高速自動車国道以外の道路において前号アからウまでに掲げる業務に従事した場合 ③警察官が次に掲げる業務(①②に掲げる業務を除く。)に従事した場合 ア　交通取締用自動車(自動二輪車に限る。)を運転して行う交通取締りの業務 イ　高速自動車国道において交通取締用自動車(自動二輪車を除く。ウにおいておなじ。)を運転して行う交通取締りの業務 ウ　高速自動車国道以外の道路等において交通取締用自動車を運転して行う交通取締りの業務 ④警察官が交通整理又は交通取締りの業務(①②③に掲げる業務を除く。)に従事した場合 ⑤交通巡視員が交通整理、駐停車違反者に対する告知、移動命令等の是正措置又は歩行者に対する通行方法の指示等の業務に従事した場合	①の業務 日額700円 ②と③ア・イの業務 日額 500円 ③ウと④の業務 日額400円 ⑤の業務 日額300円
警ら手当	①警察官が警ら業務に従事した場合(②を除く。) ②警察官が無線自動車を運転して警ら業務に従事した場合 に支給	①日額300円 ②日額400円
留置施設看守手当	警察官(女性警察官に代わって女性被留置者の身体検査等を行うためあらかじめ指定された女性職員を含む。)が留置施設の看守の業務又は被疑者(被告人その他法令により拘禁されている者を含む。)の護送業務に従事した場合 に支給	日額300円
犯罪鑑識手当	警察職員(警察官にあっては、警部以下の階級にある者に限る。)が ①指紋、手口又は写真を利用して行う犯罪鑑識の業務に従事した場合 ②理化学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の業務に従事した場合 に支給	犯罪現場において従事する場合 日額500円 犯罪現場以外において従事する場合 日額300円
補導業務手当	警察職員が少年の非行化の防止のための街頭補導又は有害環境の発見の業務に従事した場合に支給	日額300円

死体取扱手当	警察職員が ①検視、検証、実況見分又は見分のための死体取扱業務に従事した場合 ②死体解剖の補助業務に従事した場合 に支給	死体1体につき ①1,600円(心身に著しい負担を与えると認められた場合は3,200円) ②3,200円
夜間特殊業務手当	警察職員が深夜において(正規の勤務時間に限る。) ①有線電気通信設備又は無線設備の運用又は保守の業務に従事した場合 ②電子計算機の監視、運用又は保守の業務に従事した場合 ③警ら業務に従事した場合 ④交通事故の処理、交通整理又は交通取締りの業務に従事した場合 ⑤留置場の看守の業務に従事した場合 ⑥犯罪捜査等の業務に従事した場合 ⑦犯罪鑑識の業務に従事した場合 に支給	勤務1回につき730円(深夜における勤務時間が2時間に満たない場合にあっては410円)
夜間緊急業務手当	警察職員が正規の勤務時間以外の時間において突発的に発生した業務に従事するために緊急の呼び出しにより勤務することを命ぜられ、その従事する時間帯の一部又は全部が夜間である状況下で爆発物処理等作業手当、遭難救助等作業手当、犯罪捜査手当、交通捜査手当、犯罪鑑識手当又は死体取扱手当の支給対象業務に従事した場合に支給	勤務1回につき620円(心身に著しい負担を与える場合にあっては、1,240円)
医療研究手当	医師免許又は歯科医師免許を有する職員が医療関係の調査研究の業務に従事した場合に支給	平成19年度 月額20,000円(本庁に勤務する直接診療業務に従事しない医師等にあっては17,500円) 平成20年度 月額10,000円(本庁に勤務する直接診療業務に従事しない医師等にあっては8,750円)

(5)時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	5,494,861	千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	170,309	円
支給実績(18年度決算)	4,847,579	千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	150,247	円

(6)その他の手当（20年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者(13,000円) その他(6,500円) 15歳以上22歳以下加算措置あり(1人5,000円)	同		3,746,033 千円	229,677 円
住居手当	月額10,000円を超える家賃を支払っている職員に対し27,000円まで支給 ①家賃が10,000円を超え21,000円以下の場合 家賃－10,000＝手当額 ②家賃が21,000円を超える場合 (家賃－21,000)/2＋11,000＝手当額(27,000円限度) 所有に係る住宅に居住している職員に対し2,500円を支給	異なる	国は自宅について新築後5年間(2,500円)支給	2,624,904 千円	136,168 円
通勤手当	・交通機関を利用する職員 負担している運賃額に応じ、1か月当たり最高55,000円を支給 ・自家用車を利用する職員 使用距離に応じ最高32,900円を支給	異なる	自家用車(最高24,500円まで支給)	3,070,262 千円	109,219 円
単身赴任手当	異動に伴い、同居していた配偶者と別居することとなった職員に(23,000円 ～ 68,000円まで)支給	同		573,804 千円	288,634 円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に勤務地に応じて給料及び扶養手当の合計額の100分の20を超えない範囲内で支給	同		198,027 千円	307,974 円
特地勤務手当に準ずる手当	生活の著しく不便な地に所在する公署への異動に伴って住居を移転した場合、3年以内の期間、給料及び扶養手当の月額の100分の6を超えない範囲内で支給	同		71,178 千円	149,533 円
へき地手当	山間地等に所在する学校及び共同調理場で勤務する職員に対して、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で支給	－		631,964 千円	348,381 円
へき地手当に準ずる手当	へき地学校等への異動に伴って職員が住居を移転した場合、当該異動から3年以内の期間、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の4を超えない範囲で支給	－		184,839 千円	168,036 円

休日給	祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務を命ぜられた職員に支給 1時間当たりの単価 (給料等×12×1.35)÷((1週間当たりの勤務時間×52)－144時間)	異なる	1時間当たりの単価 (俸給月額等×12×1.35)÷(1週間当たりの勤務時間×52)	881,532 千円	99,710 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給 1時間当たりの単価 (給料等×12×0.25)÷((1週間当たりの勤務時間×52)－144時間)	異なる	1時間当たりの単価 (俸給月額等×12×0.25)÷(1週間当たりの勤務時間×52)	320,042 千円	100,769 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間等に宿直勤務又は日直勤務として本来の勤務に従事しないで庁舎及び設備の保全等の特殊な業務をを命ぜられた職員に支給	同		687,523 千円	201,620 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、給料月額の100分の25の範囲内で支給	同		2,064,695 千円	755,468 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、1回につき12,000円を超えない範囲内で支給	同		53,055 千円	47,076 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難であると認められる職(医師、歯科医師又は大学教授等)に新たに採用された職員に支給	同		64,523 千円	935,116 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に世帯区分に応じ、11月から翌年3月まで(月額7,360～17,800円)支給	同		1,396,898 千円	49,742 円
定時制通信教育手当	定時制の課程を置く高等学校又は通信教育を行う高等学校の教育職員に対し、給料の月額100分の10(管理職手当を受ける者にあっては月額の100分の8)を乗じて得た額を支給	―		115,987 千円	432,787 円
産業教育手当	農業、水産又は工業に関する課程を置く県立高等学校の職員のうち農業、水産又は工業に関する課程において実習を伴う科目を主として担任する場合(補助含む)に給料月額の100分の10(定時制通信教育手当を受ける者にあっては100分の6)を乗じて得た額を支給	―		210,667 千円	458,969 円

農林漁業普及指導手当	農業、林業、水産業又は農漁村生活の改善に関する技術及び知識の普及指導又は調査研究に専ら従事する職員に給料月額の100分の6の範囲内で支給	－		152,150 千円	465,291 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校に勤務する教育職員に月額20,200円を超えない範囲内で支給	－		3,232,937 千円	160,979 円
災害派遣手当	国又は他の地方公共団体から災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に日額6,620円を超えない範囲内で支給	－		－ 千円	－ 円

５　特別職の報酬等の状況（20年４月１日現在）

区分		給料月額等		
給料	知事	1,197,000	円	（1,330,000 円）
	副知事	873,000	円	（970,000 円）
報酬	議長	960,000	円	
	副議長	840,000	円	
	議員	770,000	円	
期末手当	知事 副知事	（19年度支給割合） 3.35 月分 （給料月額に100分の45を加算した額）		
	議長 副議長 議員	（19年度支給割合） 3.35 月分 （給料月額に100分の45を加算した額）		
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	知事	133万円×在職月数×0.7	44,688,000 円	任期毎
	副知事	97万円×在職月数×0.48	22,348,800 円	任期毎
	備考			

（注）　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

（ ）内は、給与削減前の額である。

・災害の復旧・復興に対する協力等として、給与を減額する措置を実施しました。

区分	措置期間･削減率
知事	H20.3.1～H20.5.31 給料 10%
副知事	

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 / 部門			職員数 平成19年	職員数 平成20年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	35	34	−1	業務執行方法の見直し
		総務企画	994	1,043	49	県立大学設立準備業務の増加等
		税務	321	295	−26	課税業務の集約化・見直し等
		民生	635	611	−24	福祉事務所の集約化・見直し等
		衛生	722	685	−37	検査・調査業務の集約化・見直し等
		労働	116	116	0	
		農林水産	1,956	1,867	−89	業務執行方法の見直し等
		商工	258	254	−4	業務執行方法の見直し等
		土木	1,599	1,533	−66	中越大震災復旧業務の進捗等
		計	6,636	6,438	−198	(参考:人口10万人当たり職員数　266.79人)
	教育部門		21,124	20,898	−226	児童・生徒数減に伴う教職員の減等
	警察部門		4,522	4,564	42	警察官増員
	小　計		32,282	31,900	−382	(参考:人口10万人当たり職員数　1,321.95人)
公営企業会計等部門	病院部門		3,596	3,615	19	病棟体制・リハビリ機能の充実等
	下水道部門		44	41	−3	業務執行方法の見直し等
	その他		150	138	−12	発電管理所の統合等
	小　計		3,790	3,794	4	
合　計			36,072 [　38,129　]	35,694 [　38,129　]	−378 [　0　]	(参考:人口10万人当たり職員数　1,479.17人)

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（20年４月１日現在）

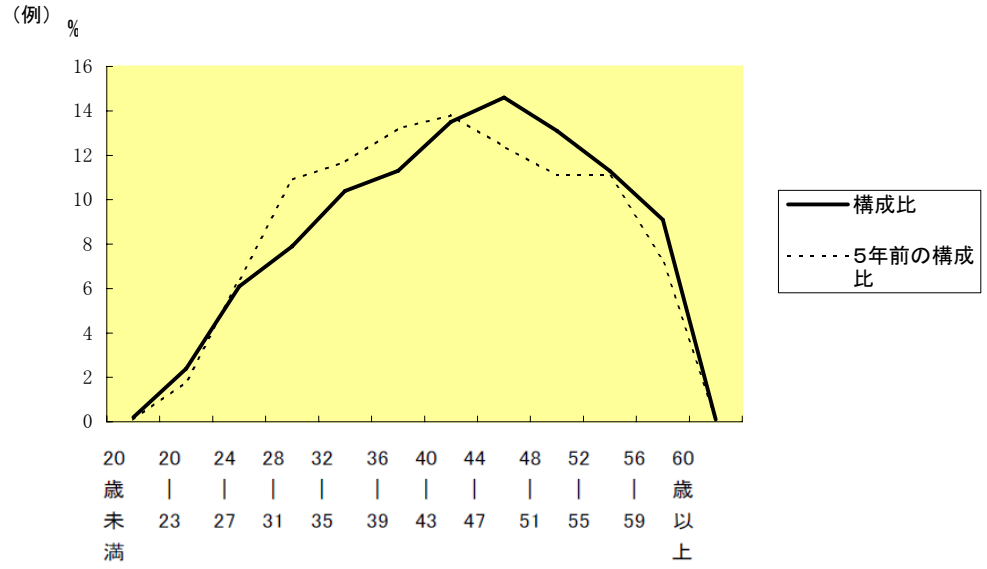

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 75	人 839	人 2,126	人 2,747	人 3,598	人 3,910	人 4,662	人 5,044	人 4,530	人 3,911	人 3,168	人 23	人 34,633

（注）　育児休業中の職員等を除く。

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年４月１日～平成21年４月１日における定員管理の数値目標

区分 / 部門	平成17年4月1日 職員数	平成21年4月1日 職員数	純減数	純減率
一般行政部門	6,973 人	6,387 人	−586 人	−8.4 %
教育部門	21,576 人	20,865 人	−711 人	−3.3 %
警察部門	4,420 人	4,441 人	21 人	0.5 %
公営企業等会計部門	3,797 人	3,767 人	−30 人	−0.8 %
計	36,766 人	35,460 人	−1,306 人	−3.6 %

（参考）定員適正化計画における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成21年4月1日	知事部局△600人以上 （△8．3%以上）

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区分 / 部門		17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	20年 計	（参考） 数値目標
一般行政	職員数	6,973	6,821	6,636	6,438	—	
	増 減		−152	−185	−198	−535 (91.3%)	−586
教 育	職員数	21,576	21,307	21,124	20,898	—	
	増 減		−269	−183	−226	−678 (95.4%)	−711
警 察	職員数	4,420	4,479	4,522	4,564	—	
	増 減		59	43	42	144 (−%)	21
公営企業等会計	職員数	3,797	3,786	3,790	3,794	—	
	増 減		−11	4	4	−3 (10.0%)	−30
計	職員数	36,766	36,393	36,072	35,694	—	
	増 減		−373	−321	−378	−1,072 (82.1%)	−1,306

（注）１　計画期間は、17年～21年の４年間である。

２　（　%）内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

３　増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画１年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7　公営企業職員の状況

(1)　電気事業

①職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 4,233,109	千円 278,322	千円 897,320	% 21.2	% 20.0

(注)　職員給与費には法定福利費を含む。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
19年度	人 101	千円 418,180	千円 104,142	千円 174,741	千円 697,063	千円 6,902

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 7,014

(注) 1　職員手当には退職給与金を含まない。
2　職員数は、20年３月31日現在の人数である。

イ　特記事項

県と同様に、給与を減額する措置を実施しています。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（20年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
新　潟　県	42.3　歳	358,182　円	579,243　円
団体平均	43.2　歳	366,454　円	583,137　円

(注) 1　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
(注) 2　平成19年度決算額を基に算出した。

③職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

新潟県(電気事業)	新潟県　(一般行政職)
1人当たり平均支給額(19年度) 1,729　千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,755　千円
(19年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 3.00　月分　1.45　月分 (1.60)　月分　(0.75)　月分	(19年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 3.00　月分　1.45　月分 (1.60)　月分　(0.75)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(10～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(10～25%)

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（20年４月１日現在）

新潟県(電気事業)			新潟県　(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨･定年	(支給率)	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	23.50　月分	30.55　月分	勤続20年	23.50　月分	30.55　月分
勤続25年	33.50　月分	41.34　月分	勤続25年	33.50　月分	41.34　月分
勤続35年	47.50　月分	59.28　月分	勤続35年	47.50　月分	59.28　月分
最高限度額	59.28　月分	59.28　月分	最高限度額	59.28　月分	59.28　月分
その他の加算措置	定年早期退職の場合は、1年につき2%加算(20%限度)		その他の加算措置	定年早期退職の場合は、1年につき2%加算(20%限度)	
(退職時特別昇給	無	)	(退職時特別昇給	無	)
1人当たり平均支給額	－　千円	25,230　千円	1人当たり平均支給額	5,294　千円	27,521　千円

(注) 退職手当の１人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（20年４月１日現在）

支給実績(19年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	0 %	0 人	- %

エ　特殊勤務手当（20年４月１日現在）

支給総額(19年度決算)	14,447 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	271,120 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	52.5 %
手当の種類(手当数)	4

手当の名称	主な支給対象職員(支給対象業務)	左記職員に対する支給単価
発電給水従事手当	発電管理所、利水事務所に勤務する技術吏員、ダム技術員が発電施設の運転管理業務に従事した場合に支給	月額22,000円(宿直、出張宿泊を伴わない職員については11,000円)
年末年始勤務手当	下越発電管理所に勤務するダム管理職員が12月31日から翌年1月3日までの間に正規の勤務時間を割り振られ、3日以上連続して宿泊を伴う勤務をした場合に支給	日額4,900円
危険作業手当	高所作業、深所作業、水上作業等に従事した場合に支給	作業の種類に応じて日額220円～600円
用地交渉手当	用地の取得若しくは物件の補償又はこれらに直接関連する工事に関し、直接当該用地又は物件の所有者等と交渉する業務で面接を伴うものに従事した場合に支給	日額650円(一部が深夜に行われた場合にあっては日額650円の1/2相当額を加算した額)

オ　時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	30,538 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年決算）	355 千円
支給実績（18年度決算）	26,868 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	266 千円

（注）　時間外勤務手当には、休日給を含む。

カ　その他の手当（20年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）
扶養手当	「4 職員の手当の状況 (6) その他の手当」と同じ	同		16,153 千円	249,468 円
住居手当	同上	同		6,018 千円	29,991 円
通勤手当	同上	同		13,588 千円	48,590 円
管理職手当	同上	同		8,556 千円	855,619 円
寒冷地手当	同上	同		4,126 千円	46,366 円
単身赴任手当	同上	同		1,592 千円	318,418 円
宿日直手当	同上	同		10,807 千円	270,180 円
管理職員特別管理手当	同上	同		117 千円	12,960 円
夜勤手当	同上	同		22 千円	2,174 円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

ア　平成17年４月１日～平成21年４月１日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成21年4月1日 職員数	純減数	純減率
154　人	134　人	20　人	12.9　%

（参考）定員適正化計画における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成21年4月1日	△20人

イ　定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

→6(3)②を参照

(2)　工業用水道事業

①職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 18年度の総費用に占める職員給与費比率
19年度	千円 1,420,589	千円 255,967	千円 452,348	% 31.8	% 28.7

（注）　職員給与費には法定福利費を含む。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
19年度	人 42	千円 173,881	千円 42,368	千円 74,066	千円 290,315	千円 6,912

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 7,182

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　２　職員数は、20年３月31日現在の人数である。

イ　特記事項

県と同様に、給与を減額する措置を実施しています。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（20年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
新　潟　県	44.4　歳	368,470　円	590,466　円
団体平均	45.4　歳	383,062　円	599,574　円

（注）１　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
（注）２　平成19年度決算額を基に算出した。

③職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

新潟県(工業用水道事業)	新潟県 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(19年度) 1,763　千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,755　千円
(19年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 3.00　月分　1.45　月分 (1.60)　月分　(0.75)　月分	(19年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 3.00　月分　1.45　月分 (1.60)　月分　(0.75)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(10～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(10～25%)

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当 (20年４月１日現在)

新潟県(工業用水道事業)			新潟県 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年早期退職の場合は、1年につき2%加算(20%限度)		その他の加算措置	定年早期退職の場合は、1年につき2%加算(20%限度)	
(退職時特別昇給	無	)	(退職時特別昇給	無	)
1人当たり平均支給額	ー　千円	26,658 千円	1人当たり平均支給額	5,294 千円	27,521 千円

(注) 退職手当の１人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当 (20年４月１日現在)

支給実績(19年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)			0　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	0　%	0　人	0　%

エ　特殊勤務手当 (20年４月１日現在)

支給総額(19年度決算)	4,567 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	126,863　円
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	52.4　%
手当の種類(手当数)	3

手当の名称	主な支給対象職員(支給対象業務)	左記職員に対する支給単価
発電給水従事手当	「(1) 電気事業」と同じ	「(1) 電気事業」と同じ
危険作業手当	同上	同上
用地交渉手当	同上	同上

オ　時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	11,484 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	319 千円
支給実績（18年度決算）	9,614 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	188 千円

（注）　時間外勤務手当には、休日給を含む。

カ　その他の手当（20年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）
扶養手当	「4 職員の手当の状況 (6) その他の手当」と同じ	同		7,406 千円	274,314 円
住居手当	同上	同		1,769 千円	73,728 円
通勤手当	同上	同		4,082 千円	116,616 円
管理職手当	同上	同		3,876 千円	968,929 円
寒冷地手当	同上	同		1,943 千円	52,526 円
単身赴任手当	同上	同		460 千円	229,954 円
宿日直手当	同上	同		4,586 千円	269,788 円
夜勤手当	同上	同		14 千円	3,435 円

(3)　工業用地造成事業

①職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）18年度の総費用に占める職員給与費比率
19年度	千円	千円	千円	%	%
	1,928,956	−471,099	46,243	2.4	0.8

（注）　職員給与費には法定福利費を含む。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	（参考）都道府県平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B		
19年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	6	22,165	5,558	10,131	37,854	6,309	−

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　２　職員数は、20年３月31日現在の人数である。

イ　特記事項

県と同様に、給与を減額する措置を実施しています。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（20年４月１日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
新潟県	46.6 歳	437,695 円	702,923 円
団体平均	− 歳	− 円	− 円

（注）１　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
（注）２　平成19年度決算額を基に算出した。

③職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

新潟県(工業用地造成事業)	新潟県 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(19年度) 2,251　千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,755　千円
(19年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 3.00　月分　1.45　月分 (1.60)　月分　(0.75)　月分	(19年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 3.00　月分　1.45　月分 (1.60)　月分　(0.75)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(10～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(10～25%)

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当 (20年４月１日現在)

新潟県(工業用地造成事業)			新潟県 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年早期退職の場合は、1年につき2%加算(20%限度)		その他の加算措置	定年早期退職の場合は、1年につき2%加算(20%限度)	
(退職時特別昇給	無	)	(退職時特別昇給	無	)
1人当たり平均支給額	－　千円	－　千円	1人当たり平均支給額	5,294 千円	27,521 千円

(注) 退職手当の１人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当 (20年４月１日現在)

支給実績(19年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)			0　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	0　%	0　人	0　%

エ　特殊勤務手当 (20年４月１日現在)

支給総額(19年度決算)	－	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	－	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	－	%
手当の種類(手当数)	－	

オ　時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	1,779 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	356 千円
支給実績（18年度決算）	1,178 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	196 千円

（注）時間外勤務手当には、休日給を含む。

カ　その他の手当（20年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）
扶養手当	「4 職員の手当の状況 (6) その他の手当」と同じ	同		1,961 千円	326,833 円
住居手当	同上	同		148 千円	49,333 円
通勤手当	同上	同		538 千円	107,538 円
管理職手当	同上	同		1,741 千円	870,300 円
寒冷地手当	同上	同		364 千円	60,600 円

(4)　病院事業

①職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）18年度の総費用に占める職員給与費比率
19年度	千円	千円	千円	%	%
	71,152,659	△ 2,714,984	37,922,678	53.3	55.4

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B	
19年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	3,485	14,701,453	6,451,286	6,064,120	27,216,859	7,810

（参考）都道府県平均一人当たり給与費
千円
7,448

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　２　職員数は、20年３月31日現在の人数である。

イ　特記事項

県と同様に、給与を減額する措置を実施しています。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（20年４月１日現在）

区　分		平 均 年 齢	基本給	平均月収額
医師	新潟県	44.0　歳	540,695　円	1,544,126　円
	団体平均	43.1　歳	547,455　円	1,263,326　円
看護師	新潟県	39.1　歳	331,598　円	530,794　円
	団体平均	37.5　歳	314,839　円	511,039　円
事務職員	新潟県	46.8　歳	391,668　円	627,142　円
	団体平均	43.7　歳	376,602　円	608,028　円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

新潟県(病院事業)	新潟県　(一般行政職)
1人当たり平均支給額(19年度) 1,740　千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,755　千円
(19年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 3.00　月分　1.45　月分 (1.60)　月分　(0.75)　月分	(19年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 3.00　月分　1.45　月分 (1.60)　月分　(0.75)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(10～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(10～25%)

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（20年４月１日現在）

新潟県(病院事業)			新潟県　(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50　月分	30.55　月分	勤続20年	23.50　月分	30.55　月分
勤続25年	33.50　月分	41.34　月分	勤続25年	33.50　月分	41.34　月分
勤続35年	47.50　月分	59.28　月分	勤続35年	47.50　月分	59.28　月分
最高限度額	59.28　月分	59.28　月分	最高限度額	59.28　月分	59.28　月分
その他の加算措置	定年早期退職の場合は、1年につき2%加算(20%限度)		その他の加算措置	定年早期退職の場合は、1年につき2%加算(20%限度)	
(退職時特別昇給	無	)	(退職時特別昇給	無	)
1人当たり平均支給額	1,392　千円	26,600　千円	1人当たり平均支給額	5,294　千円	27,521　千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（20年４月１日現在）

支給実績(19年度決算)		268,143 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		726,675 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師	13 %	369 人	0 %
県内全市町村	0 %	3,116 人	0 %

（２２年度の制度完成時）

支給対象	支給率	一般行政職の制度(支給率)
医師	15 %	0 %

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から
支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ　特殊勤務手当（20年４月１日現在）

支給総額(19年度決算)	1,993,127 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	592,487 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	96.5 %
手当の種類(手当数)	9

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間看護手当	看護師、准看護師の行う深夜の看護業務に従事した場合に支給		4h以上 3,300円 2～4h以上 2,900円 2h未満 2,000円
解剖補助手当	臨床検査技師の行う死体解剖の補助業務に従事した場合に支給		1日 3,200円
特殊診療手当	医師が診療業務に従事した場合に支給	■特例者(放射線科、麻酔科、病理検査課及び研究部専任の医師及び大規模病院の院長等)の場合 以下の①～③の合計額 ①稼働額区分＝A×0.377／病院医師数 ②経験年数区分＝0～130,000円で医師免許取得年数に応じた額 ③地域区分＝0～219,200円で勤務する病院に応じた額 ■特例者以外の医師の場合 以下の①～③の合計額 ①稼働額区分 ｛〔(A＊0.377)－特例者支給額計〕＊0.3＊D／B｝／E ＋｛〔(A＊0.377)－特例者支給額計〕＊0.7＊C／A｝／E ＝ 稼働額区分 支給額 ※A 病院の当月技術料収入計(非常勤のみの診療科分を除く) B 病院の当月患者数計(非常勤のみの診療科分を除く) C 診療科の当月技術料収入計 D 診療科の当月患者数計 E 診療科の当月医師数(パート換算含む) ②経験年数区分＝0～130,000円で医師免許取得後年数に応じた額 ③地域区分＝0～219,200円で勤務する病院に応じた額	
応援診療手当	医師が ①他病院の診療業務 ②他病院の宿日直業務 ③他科手術の全身麻酔業務 に従事した場合に支給		①1日20,000円(3h未満13,500円) ②1回7,000円(5h未満3,500円) ③1件7,000円
講義手当	医師、看護師が看護専門学校の講義・実習指導業務に従事した場合に支給		医師 1h 2,000円 医師以外 講義1h1,000円 実習指導1日1,000円
緊急出動手当	看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師が勤務時間以外の緊急呼出による勤務に従事した場合に支給		1回1,620円
祝日等出勤手当	看護師、准看護師、栄養士、調理師が12月29日から翌年の1月3日までの間において勤務に従事した場合に支給(経過措置)		1回1,800円(5h未満900円)

特殊業務手当	医師、病院局本庁以外の病院勤務職員が正規の時間を割り振られ病院業務に従事した場合に支給(経過措置)	医事事務、クリーニング、洗濯、薬剤、調理師　日額140円 上記以外　日額70円
救急業務手当	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師が休診日等の救急業務に従事した場合に支給(経過措置)	1回1,800円(5h未満900円)

オ　時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	1,478,403 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	439 千円
支給実績（18年度決算）	1,506,771 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	427 千円

（注）　時間外勤務手当には、休日給を含む。

カ　その他の手当（20年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	「4 職員の手当の状況 (6) その他の手当」と同じ	同		280,707　千円	210,425　円
住居手当	同上	同		286,128　千円	164,158　円
通勤手当	同上	同		283,278　千円	103,010　円
単身赴任手当	同上	同		16,217　千円	305,981　円
特地勤務手当	同上	同		27,553　千円	241,693　円
夜勤手当	同上	同		288,860　千円	140,019　円
宿日直手当	同上	同		263,250　千円	262,725　円
管理職手当	同上	同		131,357　千円	1,067,943　円
管理職員特別勤務手当	同上	同		6,416　千円	112,561　円
初任給調整手当	同上	同		959,889　千円	2,601,325　円
寒冷地手当	同上	同		167,965　千円	54,060　円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

ア　平成１７年４月１日～平成２１年４月１日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成21年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 3,616	人 3,576	人 40	% 1.1

（参考）定員適正化計画における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成21年4月1日	△40人

イ　定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

→6(3)②を参照

(5)　流域下水道事業

①職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 18年度の総費用に占める職員給与費比率
19年度	千円 15,481,197	千円 254,820	千円 366,202	% 2.4	% 2.2

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
19年度	人 44	千円 186,729	千円 37,685	千円 79,333	千円 303,747	千円 6,903

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 7,966

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　２　職員数は、20年３月31日現在の人数である。

イ　特記事項

県と同様に、給与を減額する措置を実施しています。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（20年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
新　潟　県	41.5　歳	349,939　円	575,278　円
団体平均	47.9　歳	418,842　円	662,537　円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

新潟県(流域下水道事業)	新潟県（一般行政職）
1人当たり平均支給額(19年度) 1,803　千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,755　千円
(19年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 3.00　月分　1.45　月分 (1.60)　月分　(0.75)　月分	(19年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 3.00　月分　1.45　月分 (1.60)　月分　(0.75)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(10～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(10～25%)

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（20年４月１日現在）

新潟県(流域下水道事業)			新潟県（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50　月分	30.55　月分	勤続20年	23.50　月分	30.55　月分
勤続25年	33.50　月分	41.34　月分	勤続25年	33.50　月分	41.34　月分
勤続35年	47.50　月分	59.28　月分	勤続35年	47.50　月分	59.28　月分
最高限度額	59.28　月分	59.28　月分	最高限度額	59.28　月分	59.28　月分
その他の加算措置	定年早期退職の場合は、1年につき2%加算(20%限度)		その他の加算措置	定年早期退職の場合は、1年につき2%加算(20%限度)	
(退職時特別昇給	無	)	(退職時特別昇給	無	)
1人当たり平均支給額	－　千円	－　千円	1人当たり平均支給額	5,294　千円	27,521　千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（20年４月１日現在）

支給実績(19年度決算)			－　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)			－　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	0　%	41　人	0　%

エ　特殊勤務手当（20年４月１日現在）

支給総額(19年度決算)		95　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		6,333　円
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)		34.1　%
手当の種類(手当数)		2
用地交渉手当	「(1) 電気事業」と同じ	「(1) 電気事業」と同じ
高所作業手当	保健所等に勤務する職員が地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で測量、調査、監督等の作業に従事した場合に支給	日額320円

オ　時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	12,883 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	358 千円
支給実績（18年度決算）	13,919 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	316 千円

（注）　時間外勤務手当には、休日給を含む。

カ　その他の手当（20年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）
扶養手当	「4 職員の手当の状況 (6) その他の手当」と同じ	同		7,015 千円	212,576 円
住居手当	同上	同		3,225 千円	104,032 円
通勤手当	同上	同		5,056 千円	129,641 円
単身赴任手当	同上	同		348 千円	348,000 円
宿日直手当	同上	同		17 千円	5,667 円
管理職手当	同上	同		5,361 千円	893,500 円
管理職員特別勤務手当	同上	同		144 千円	24,000 円
寒冷地手当	同上	同		1,656 千円	40,390 円